

## 【中央分団わくわく旅行規約】

2018.2.18

那智博行

室生述成

鶴野博之

本規約の改定は中央分団役員が行うこと

### ①旅行開催について

基本、偶数年の2月～3月に開催します。(2年に1度：1泊2日、行き先は参加者で協議)  
なお、旅行日程・内容などの最終判断は現役分団役員に一任する。

### ②参加対象・範囲

中央分団役員と中央分団選出の団本部役員および役員退団後6年以内のOBの方々

### ③参加の可否

偶数年の3月に旅行企画(案)をご連絡し、4月に参加の可否を伺います。

### ④参加費

4月より月極め3,000円積立(23ヶ月：合計69,000円)  
スタンプカードをお配りしますので、各自指定の分団役員宅(店)までご持参下さい。  
なお、一括払い・年払いなども承ります。

### ⑤キャンセルについて

積立金は返金しますが、罰金として10,000円を徴収します。  
なお、キャンセル料金(空港券や宿泊費)が発生した場合はご負担頂きます。

### ⑥残金について

すなはたき後にお返しします。

### ⑦その他

ご芳志などは受け付けません。